

製糖労働組合事業費細目表

年	支	全	金	業	費	出	金	支	出	金	支	出	金
1	+	+	2890	+	+	18,457.00	+	+	+	26,400.00	+	+	26,400.00
2	+	+	1,653	+	+	14,574.40	+	+	+	14,574.40	+	+	14,574.40
3	+	+	1,826	+	+	10,686.11	+	+	+	10,686.11	+	+	10,686.11
4	+	+	2,052	+	+	26,940.00	+	+	+	26,940.00	+	+	26,940.00

生産額

名	代表者	所	産	額	前	年	比	率
日本製糖工業 産業部	杉浦 翠夫	東京 品川	製糖	1,750,000	1,700,000	102.35		
							102.35	

製糖労働組合事業費細目表

第一節 總則
 第一條 本組合は、製糖労働組合の事業を執行するものとする。
 第二條 本組合の事務所は、東京市品川区品川に設け、その事務所を以て本組合の事務所とする。
 第三條 本組合の事業は、製糖労働組合の事業を執行するものとする。
 第四條 本組合の事業は、製糖労働組合の事業を執行するものとする。
 第五條 本組合の事業は、製糖労働組合の事業を執行するものとする。
 第六條 本組合の事業は、製糖労働組合の事業を執行するものとする。
 第七條 本組合の事業は、製糖労働組合の事業を執行するものとする。
 第八條 本組合の事業は、製糖労働組合の事業を執行するものとする。
 第九條 出資一口の金額は金拾圓とする。但し出資口数は、各一人一十口以内とする。
 第十條 出資持分は之を譲渡するを得ず。但し持分の一割を譲渡するを得る事を得。
 第十一條 出資第一回の持分は一日に付金拾圓以上とする。
 第十二條 出資持分は十ヶ月を以て完了するものとする。
 第十三條 出資持分を怠りたる時は、期日後十五日以内に、出資持分を交付し、交付し得る可き金額の百分の二に當る過怠金を徴収す。
 第十四條 出資金に對する利率は年六分とする。
 第三節 總則

第十五條 本部門は製糖労働組合大会並に理事会の決議に基き業務を執行するものとする。

第十六條 第一條の目的を達成するため左の支局及役員を置く
 一、小倉支局 一、兵庫支局 一、川崎支局
 一、部長一名 一、支局長三名 一、支局員若干名

第十七條 部長は本部門を代表し事務を總理し一切の責に任ず。部長事故ある時は本部執行委員会に於て互選し其の代理を定む。

第十八條 支局長は支部長之に當り支局事務を處理し一切の責に任ず。

支局長事故ある時は副支部長之を代理す。

第十九條 支局役員は毎月一回以上會議を開き貸付標準を評定し標準名簿を作成し支局長之を保管す。

第二十條 部長及支局長、支局員の任期は製糖労働組合規約第二十四條第四項に準ずるものとする。

第二十一條 支局員に缺員を生じたる時は直ちに支部幹部會に於て補缺除衛を行ひ本部理事会の承認を得るものとする。

第二十二條 部長及支局長、支局員は正當の理由なくして解任することを不得す。

第二十三條 本部門の一切の事項は製糖労働組合大会に於て報告し承認を得るものとする。

第二十四條 本部門の事業年度は毎年九月一日に始まり八月三十一日を以て終る。

第四節 業務執行

第二十五條 本部門の財産は理事会に於て定められたる銀行に預入するものとし組合大会又は理事会の決議を経たる事業に投資するものとする。

第二十六條 業務執行に關する細則は別に之を定む。

第二十七條 加入者にして貸付を請求せんとするものは其の金額及用途を明記し保證人二名連署の上申込むものとする。

第二十八條 貸付の請求を受けたる支局は貸付標準名簿及貸付金の用途を調査し金額及貸付方法を定むるものとする。但し貸付請求者多数なる場合に於ては貸付順位及金額は其の事情と必要の程度を參照して之を定む。

第二十九條 第二十七條に依る貸付請求額は出資額の二倍以下とする。但し貸付請求者の一ヶ月實収入を超える事を得ず。此場合、貸付金と健康保險標準報酬月額三十日分とする。

第三十條 第二十七條に於ける保證人は一名以上の保證人たる事を得ず。

第三十一條 貸付金の返済は六ヶ月を賦とす。但し支局に於て認めたるものは右期間内に於て一時拂となす事を得。此場合と雖も利息は毎月納入するものとする。

第三十二條 貸付金の返済又は利息の支拂を遅滞したる時は滞滞金として貸付金利息の二分の一を徴収す。但し規定日後三日以内に返済する時は之を免除す。

第三十三條 貸付金の返済又は利息の支拂を故意に遅滞したる時は本人の受く可き賃銀又は解退職手當を本部に於て直接會社に